

第三次高山市環境基本計画の見直しについて

1. 見直しの背景

環境基本計画（計画期間：平成27年度～令和6年度）は、高山市環境基本条例第7条の規定に基づき、豊かで快適な環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため策定している計画である。

地球温暖化の進行をはじめとする環境問題への対応、パリ協定や持続可能な開発のための目標（SDGs）に関する国の環境政策など、環境を取り巻く社会情勢が変化してきていることに対応するため、計画の見直しを行う。

2. 見直しのポイント

- (1) 現行計画策定後に制定された気候変動適応法（平成30年12月1日施行）を踏まえ、地球温暖化に伴う「気候変動影響リスクの低減」を基本施策に位置づける。

別紙1

- (2) 環境省が策定した第五次環境基本計画（平成30年4月）への対応や第八次総合計画との整合を図る。

3. 今後の予定

- ・パブリックコメント（～2月25日（火））
- ・第2回高山市環境審議会（3月10日（火）予定）
- ・決定、公表（3月中）

第三次高山市環境基本計画 体系図

第1章 計画の基本的事項

- 1. 策定の背景
- 2. 計画の位置づけ
- 3. 計画の期間

第2章 目指す姿

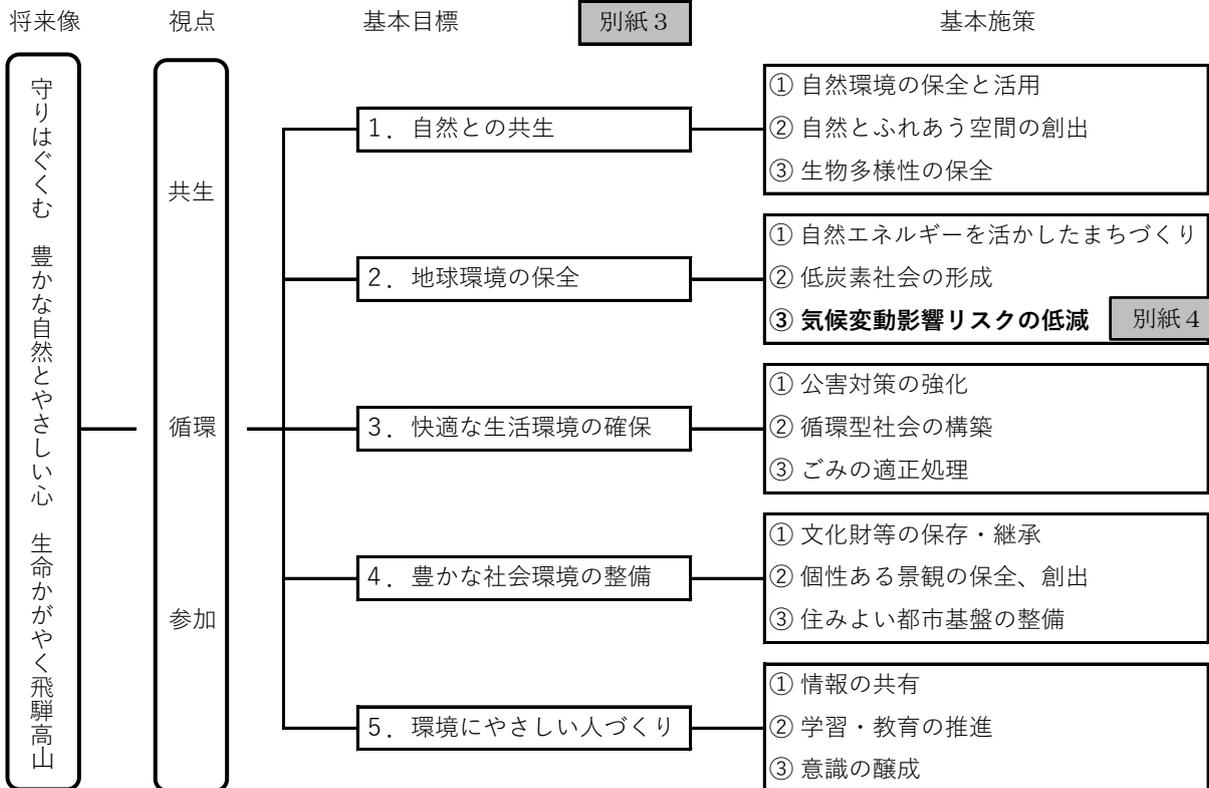
- 1. 基本理念 環境基本条例第3条に定める基本理念
- 2. 将来像 「守りはぐくむ 豊かな自然とやさしい心 生命（いのち）かがやく飛騨高山」
- 3. 計画の視点 「共生」「循環」「参加」

別紙 2

第3章 施策の展開

1. 施策の体系

※太字は追加する項目



別紙 3

別紙 4

2. 施策の展開

別紙 5

第4章 計画の推進

- 1. 計画の推進体制
- 2. 進行管理
- 3. 各主体・組織の構成・役割

目指す姿について

「環境基本法」(以下、「法」という。)第7条において、地方公共団体は、法の基本理念にのっとり、国の施策に準じた施策を策定し実施する責務を有するとされている。

高山市環境基本条例第3条に規定する基本理念は、法の基本理念に沿って定められたものであり、条例第3条に定める基本理念を、引き続き本計画の基本理念とする。

また、現計画の将来像と計画の視点は、平成30年4月に策定された国の第五次環境基本計画の目指すべき社会の姿の考え方も調和していることから、現計画の将来像及び計画の視点についても変更しない。

1. 基本理念

1. 豊かで快適な環境の保全及び創造は、環境を健全で恵み豊かなものとして維持することが人間の健康で文化的な生活に欠くことのできないものであることを考慮して、現在及び将来の世代の市民が健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともに、これが将来にわたって継承されるよう積極的に推進する。
2. 豊かで快適な環境の保全及び創造は、すべての者が環境への負荷をできる限り低減する行動を行うことにより、積極的に推進する。
3. 地球環境の保全は、人類共通の課題であるとともに市民の健康で文化的な生活を将来にわたって確保する上での課題であることを考慮して、すべての事業活動及び日常生活において積極的に推進する。

2. 将来像

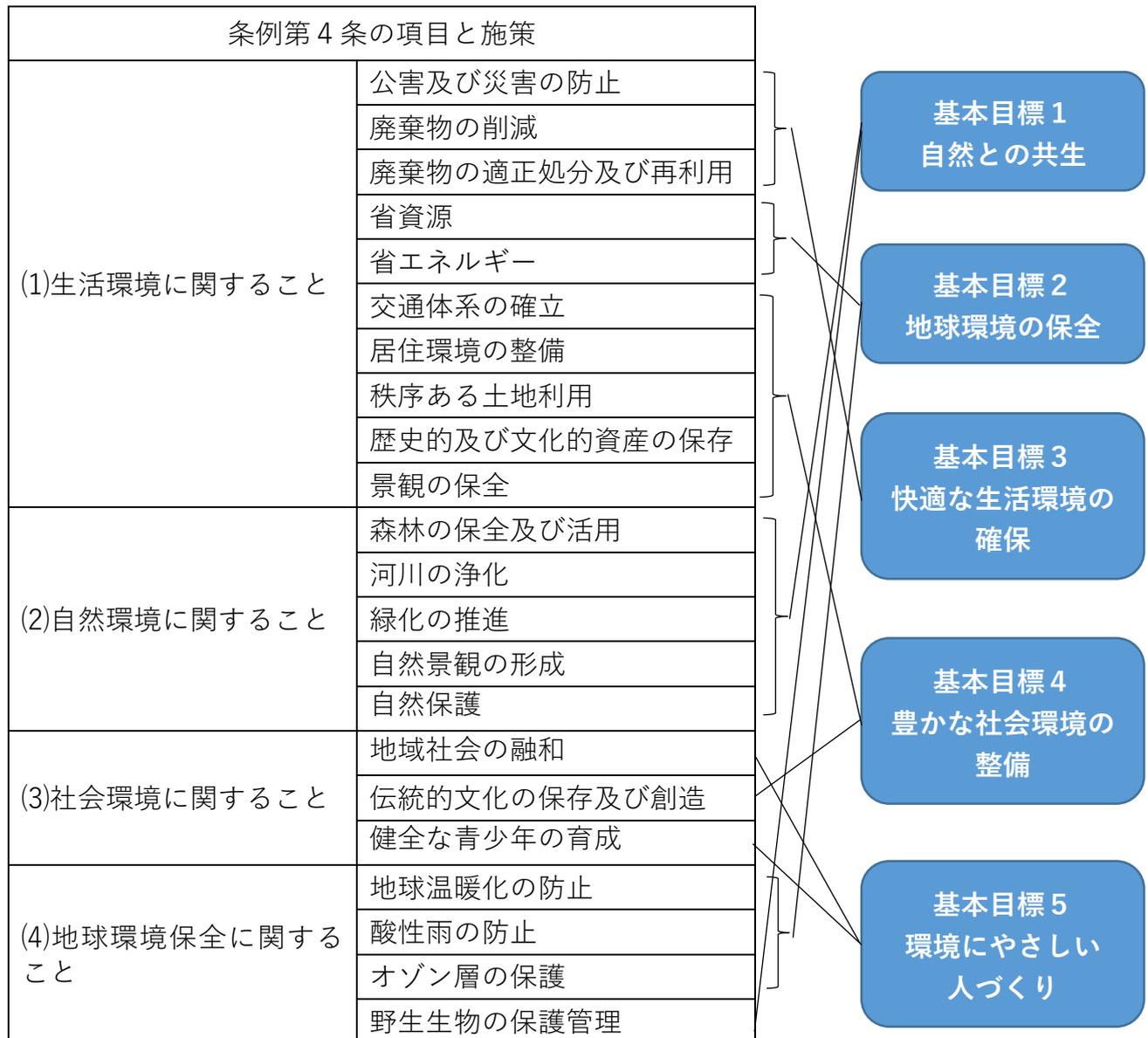
守りはぐくむ 豊かな自然とやさしい心 いのち 生命かがやく飛騨高山

3. 計画の視点

- 「共生」・・・自然と共存できる地域づくり
- 「循環」・・・環境負荷の少ない循環型地域づくり
- 「参加」・・・環境保全に協働する地域づくり

高山市環境基本条例と基本施策との関係

高山市環境基本条例第 4 条において規定している市が総合的かつ計画的に推進する責務を有する施策と本計画の基本目標との関係は次のとおりである。



気候変動適応法の概要

背景

- ・国連の専門機関による報告では、気候システムの温暖化は疑う余地がなく、厳しい温暖化対策をとったとしても、年平均気温の上昇は避けられないとされている。
- ・気候変動の影響は、既に様々なところに現れていて、今後さらに深刻化するおそれがある。

気候変動の影響

農林水産業

高温による生育障害、飼料作物の夏枯れや虫害、繁殖成績の低下など

自然災害

施設の能力を上回る水害の頻発、短時間強雨や大雨の増加に伴う浸水など

水資源

渇水の頻発化・長期化・深刻化、水温上昇による水質の悪化など

自然生態系

気温上昇や融雪時期の早期化等による、植生や野生生物の分布の変化など

健康

熱中症患者の増加、蚊などが媒介する感染症リスクの増加など

産業・経済

災害による公共交通、物流の寸断や停滞など

- ・気候変動に対処し、国民の生命・財産を将来にわたって守り、経済・社会の持続可能な発展を図るためには、温室効果ガスの大幅削減に全力で取り組むことはもちろん、現在生じており、また将来予測される被害の防止・軽減等を図る気候変動への適応に、多様な関係者の連携・協働のもと、一丸となって取り組むことが重要である。

気候変動対策

緩和策

省エネの取り組みや、再生可能エネルギーの普及拡大などによる温室効果ガス（二酸化炭素など）の排出削減

適応策

既に起こりつつある気候変動の悪影響を回避、軽減するための備え

緩和策と適応策は車の両輪

緩和策・・・地球温暖化対策の推進に関する法律のもとで、これまでも対策を推進

適応策・・・気候変動への適応を初めて法的に位置づけ国、地方公共団体、事業者、国民が担うべき役割を明確化し、それぞれが必要な措置を講ずる。

施策の展開 体系図

第3章 施策の展開

2. 施策の展開

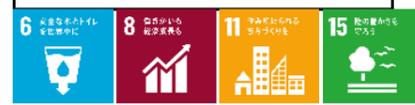
下線は、推進すべき主な取り組み

別紙6

基本目標1. 自然との共生

主な取り組み

① 自然環境の保全と活用



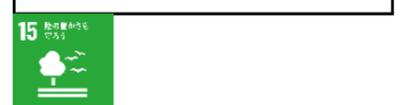
- 1) 自然環境の保全
100年先の森林づくり
- 2) 地域特有の自然資源の保護
- 3) 希少動植物の保護
- 4) 自然公園等の保全と利用の推進
飛騨山脈ジオパーク構想の推進
白山ユネスコエコパークの活用
中部山岳国立公園の活性化

② 自然とふれあう空間の創出



- 1) 緑化の推進と緑化意識の高揚
- 2) 自然とふれあう場の整備
- 3) 自然とふれあう機会の創出

③ 生物多様性の保全



- 1) その土地本来の生態系の保全
- 2) 里地里山利用の推進

基本目標2. 地球環境の保全

① 自然エネルギーを活かしたまちづくり



- 1) 新エネルギー利用の推進
木質バイオマス利用の促進
- 2) 新エネルギーを活かした地域産業の発展
- 3) 新エネルギーを活かした特色ある地域づくり
- 4) 新エネルギーを活かした安全安心なまちづくり

② 低炭素社会の形成



- 1) 省エネルギー活動の推進
- 2) クリーンエネルギー自動車の普及
水素エネルギーの活用
- 3) 温室効果ガス吸収源対策の推進
森林環境譲与税の活用
- 4) 建築物の省エネルギー対策の推進

③ 気候変動影響リスクの低減



- 1) 気候変動による影響の把握と啓発
- 2) 気候変動による影響への適応

基本目標3. 快適な生活環境の確保

① 公害対策の強化



- 1) 公害対策の強化
- 2) 環境美化活動の推進
- 3) 公害の防止

② 循環型社会の構築



- 1) 廃棄物の発生抑制 (Reduce リデュース)
3Rのさらなる推進による廃棄物の削減
- 2) 再使用 (Reuse リユース) の推進
- 3) 再生利用 (Recycle リサイクル) の推進

③ ごみの適正処理



- 1) 適正な分別収集の推進
- 2) 安全なごみ処理の推進
- 3) ごみ処理施設と周辺環境対策
ごみ焼却処理施設の整備
第一次埋立処分地跡地の整備

基本目標4. 豊かな社会環境の整備

① 文化財等の保存・継承



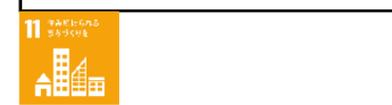
- 1) 文化財の適正な管理、保護活動の促進
- 2) 伝統文化や生活文化の継承

② 個性ある景観の保全、創出



- 1) 個性ある景観の保全
- 2) 新たな景観の創出

③ 住みよい都市基盤の整備



- 1) 土地利用の適正化
- 2) 公共交通の利便性の向上
- 3) 居住環境の整備

基本目標5. 環境にやさしい人づくり

① 情報の共有



- 1) 情報の収集と提供

② 学習・教育の推進



- 1) 学習機会の提供と教育の充実
環境学習の充実

③ 意識の醸成



- 1) 意識の啓発と連携の強化

基本施策	主な取り組み	事業の概要		
①自然環境の保全と活用	1)自然環境の保全	森林の適正管理	森林整備の実施（間伐、市有林の集約化による長期経営委託など）、市有林の維持管理の拡大 高山市水道水源保全条例を制定（H26.12） 岐阜県水源地域保全条例に基づく水源地域の指定の推進	
		環境に配慮した河川整備	町内会や環境保全団体などと連携した堤防除草や河川清掃の実施 「美しい山河を守る災害復旧基本方針」に基づく災害復旧の設計・施工	
		自然災害の防止	施設の機能保全及び災害に強い農地にするため、農業用施設等の維持改修等工事の実施 河道掘削、河川拡幅、堤防補強等の実施 河川水位監視カメラ映像のウェブ配信の実施	
		2)地域特有の自然資源の保護	動植物の保護・保全 鳥獣保護管理法に基づき、農作物・生活環境被害を考慮した保護区の設定 生きもの目撃報告制度による外来種や貴重な動植物の生育・生息状況や分布状況の把握 自然保護意識の高揚 山の自然学校や自然環境学習などの学習機会を利用した意識啓発の実施	
	3)希少動植物の保護	希少動植物の保護・保全	保護指定されている群生地の監視と保全活動の実施（サクラソウ・ヒメコウホネ）	
	4)自然公園等の保全と利用の推進	自然公園等の適正利用の推進	岐阜県中部山岳国立公園活性化推進協議会の設立（H30）と参画	
		エコツーリズム等の推進	山岳観光を活用した誘客宣伝の実施 ONSEN・ガストロノミーウォーキングの開催支援	
		ジオパーク・ユネスコエコパークの取り組みの推進	ジオパークの仕組みを活用した地域活性化（飛騨山脈ジオパーク推進協議会を設立（H28））	
			白山ユネスコエコパークの拡張登録承認（H28）白山ユネスコエコパーク荘川体感ツアーの実施	
	②自然とふれあう空間の創出	1)緑化の推進と緑化意識の高揚	公園や緑地の整備	公園内の案内看板設置・修繕の実施、公園施設の拡充 市民団体の緑化活動に対する苗木・花苗の配布
			緑地の保全・活用	保存樹等の管理に対する支援の実施
			緑化意識の高揚	「緑と親しむ日」の松倉山市民ハイキングの実施 緑の募金による、地域団体が行う緑化活動に対する支援の実施 林業グループが行う林業後継者の育成、交流活動、担い手確保事業への支援
				2)自然とふれあう場の整備
3)自然とふれあう機会の創出		エコツーリズム等の推進	乗鞍山麓五色ヶ原の森に新ルート「ゴスワラコース」を整備 「山の日」自然公園ガイドツアーの実施	
		親水事業の推進	カワゲラウォッチングの実施	
③生物多様性の保全		1)その土地本来の生態系の保全	野生鳥獣の保護管理の推進	鳥獣保護区の適切な設定による野生鳥獣の保護管理の実施
			特定外来生物防除活動の推進	オオハンゴンソウ、オオキンケイギクの防除の実施 市民による防除の取り組みの促進（特定外来生物防除奨励金の交付）
			在来種を活かした森づくりや緑化の推進	「いのちの森づくり」の実施
			クリーン農業の推進	化学肥料や化学合成農薬の使用量削減や環境負担の軽減（「ぎふクリーン農業」の推進）
	2)里地里山利用の推進	里地里山の有効活用	間伐材利用促進・未利用資源活用促進事業の実施 市街地周辺の里山や身近な緑を保全（「みどりの保全契約」を締結） 里山景観の保全	
		荒廃農地、耕作放棄地解消対策の推進	荒廃農地の拡大を防止、農地の利用集積の推進 耕作放棄地解消対策の実施（中山間地域等直接支払事業、農村環境多面的機能向上支払事業、耕作放棄地再生利用事業など）	

【推進していく主な取り組み】

- 100年先の森林づくり**
 - 所有者や境界不明の森林及び森林経営に不向きな人工林の顕在化により、森林の適正管理を長期的視点ですすめることが困難になってきている。森林の適正管理を促進するため、森林環境譲与税を活用して森林資源の把握と境界明確化を行うとともに、森林を木材生産区域、環境保全区域、観光景観区域、生活保全区域の4つに区分し、100年先を見据えた長期的な視点で区域に応じた森林整備をすすめる。
- 飛騨山脈ジオパーク構想の推進**
 - 飛騨山脈及び周辺地域においてジオパークを活用した地域活性化をすすめるため、平成28年度に飛騨山脈ジオパーク推進協議会を設立した。日本ジオパークの認定に向けた取り組みやその活用、地域における意識醸成、構想の普及啓発などに取り組む。
- 白山ユネスコエコパークの活用**
 - 平成28年度に白山ユネスコエコパークの拡張登録が承認され、荘川町全域がそのエリアに含まれることとなった。白山ユネスコエコパークを活用した地域学習の実施、歴史文化の保存、継承などに取り組む。
- 中部山岳国立公園の活性化**
 - 平成30年度に、日本を代表する自然の風景地である乗鞍岳をはじめとする中部山岳国立公園及びその周辺地域の活性化を図るため「岐阜県中部山岳国立公園活性化推進協議会」を設立した。事業実施による経験の蓄積や人材育成を支援し、持続可能な地域づくりの実現につなげる。

基本施策	主な取り組み	事業の概要	
①自然エネルギーを活かしたまちづくり	1)新エネルギー利用の推進	新エネルギーの導入	木質バイオマスボイラーによる熱供給事業の実施（国府町「しびきの湯」、荘川町「桜香の湯」） 「高山エネルギー大作戦」「子ども大学」などの実施 自然エネルギーの自家消費に対する支援
	2)新エネルギーを活かした地域産業の発展	新エネルギーを活かした地域産業の発展	自然エネルギーを活用した発電事業、熱供給事業などに取り組む企業の立地を促進（高山市企業立地支援制度の対象業種に「新エネルギー供給業」を追加）
	3)新エネルギーを活かした特色ある地域づくり	新エネルギーを活かした特色ある地域づくり	荘川中央用水での小水力発電事業の実施（県営事業） 「木の駅プロジェクト」による間伐材のエネルギー地域循環利用の促進 「積まマイカー」間伐材収集運搬事業の実施
	4)新エネルギーを活かした安全安心なまちづくり	新エネルギーを活かした安全安心なまちづくり	防災拠点施設への太陽光発電設備と蓄電池の導入
②低炭素社会の形成	1)省エネルギー活動の推進	省資源・省エネルギー活動の推進	本庁舎コピー室に感知式照明の導入（H29） 本庁舎1階フロアLED照明化の実施（H30） エコオフィスの推進 クールビズ、ウォームビズによる省エネ活動の実施
	2)クリーンエネルギー自動車の普及	クリーンエネルギー自動車の普及促進	電気自動車（EV）、プラグインハイブリッド自動車（PHV）等の公用車への導入（H30末現在、EV2台、HV12台、PHV25台） 燃料電池自動車（FCV）を1台導入（H31） 道の駅をはじめとする公共施設へのEV・PHV用急速充電設備の整備（市設置9箇所、民間設置3箇所） 民間事業者による水素ステーションの開設（山田町）
	3)温室効果ガス吸収源対策の推進	森林の適正管理 都市部との連携による森づくりの推進	間伐の実施 千代田区との共同による森林整備の実施（カーボンオフセット） 港区との協定に基づく市産材の利用促進
	4)建築物の省エネルギー対策の推進	建築物の省エネルギー性能の向上	フロン等の温室効果ガスの削減 フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）の周知 公共施設の建て替えや修繕に合わせた木造化や内装の木質化、木製品の導入の推進 高齢者住宅バリアフリー改修助成制度による住宅の断熱改修の促進

【推進していく主な取り組み】

木質バイオマス利用の促進

・高山市自然エネルギーによるまちづくり検討委員会からの提言の実現に向け、木質バイオマスによる熱供給パイロット事業をしびきの湯（国府町）と桜香の湯（荘川町）で実施し、事業手法などノウハウの蓄積をすすめてきた。引き続き、エネルギー効率が高い木質バイオマス小型分散型熱電併給システムの普及などを図り、豊富な森林資源を活用した地域循環型のエネルギー利用と二酸化炭素の排出抑制をすすめる。

水素エネルギーの活用

・クリーンエネルギー自動車の普及を推進するため、公共施設へのEV・PHV用急速充電器の整備をすすめてきた。令和元年度には市内に水素ステーションが開設され、公用車にFCV（燃料電池自動車）を導入したことを契機に、FCVの普及を図る。

森林環境譲与税の活用

・森林環境譲与税が創設され、より一層の森林整備が求められている。長期的視点で森林の適正な管理をすすめるとともに、都市部と連携したカーボン・オフセット事業や市産材の利用促進により、温室効果ガスの吸収源対策を強化していく。

気候変動影響リスクの低減
（新たに基本施策に位置づけ）

・地球温暖化による気候変動の影響はすでに様々なところに現れており、今後さらに深刻化するおそれがあるため、気候変動による影響に適応していく必要がある。気候変動適応法を踏まえ、気候変動による影響について、現在及び将来予測を含めた最新情報の収集をすすめるとともに市民、事業者への情報提供や意識啓発を行う。あわせて、豪雨の頻発化による影響を想定したインフラの整備など、気候変動によるリスクを低減させる取り組みをすすめる。

気候変動による影響の把握と啓発

※平成27（2015）年に開催された気候変動に関する国際連合枠組条約第21回締約国会議で採択されたパリ協定をきっかけに、国際的には2050年までに地球温暖化の原因となる温室効果ガス（GHG）の排出を実質ゼロにしようという取り組みがすすんでいる。

気候変動による影響への適応

市の地球温暖化対策地域推進計画では国の目標と同じ基準でGHG排出量削減目標を掲げて取り組んでいるが、これまで進めてきた新エネルギーに対する取り組みを進めつつ、今後もエネルギーを取り巻く社会情勢に関し情報を収集するとともに、様々な技術、手法、取り組みを取捨選択しながら、国や県など関係機関とも連携、協調して一層の地球温暖化対策をすすめる、GHG排出実質ゼロに向けた取り組みを加速させる。

基本施策	主な取り組み	事業の概要		
①公害対策の強化	1)公害対策の強化	大気環境対策	焼却炉の適正使用等に対する監視や指導 一般大気環境調査、酸性雨調査、空間放射線量率の測定による環境状況の把握	
		騒音、振動、悪臭対策	環境騒音の定点調査の実施、規制基準の遵守やマナー向上などについて指導の実施	
		河川環境対策	河川水質調査の実施	
		土壌環境、地盤環境対策	ゴルフ場の農薬使用状況調査の実施	
	2)環境美化活動の推進	環境美化運動の推進	ポイ捨て、路上喫煙防止パトロールの実施（年30回）	飛騨高山クリーン作戦の実施（春、秋の年2回）
			「ごみゼロの日」における清掃活動の実施	「緑と親しむ日」に花苗や花木配布の実施
			「緑と親しむ日」に花苗や花木配布の実施	ペットの飼育等に関する苦情や相談などへの対応（飛騨保健所と連携）
			ペットの飼育等に関する苦情や相談などへの対応	公害に関する苦情や相談などへの対応
			アスベスト含有調査、アスベスト除去に対する補助の実施	
3)公害の防止	公害防止対策の推進			
②循環型社会の構築	1)廃棄物の発生抑制（Reduce リデュース）	廃棄物の発生抑制	生ごみ排出時の水切りの徹底に関する普及啓発活動の実施 生ごみ堆肥化等装置購入に対する補助の実施	
	2)再使用（Reuse リユース）の推進	再使用の推進	リフォーム製品フェアの実施（年20回程度） フリーマーケットの開催を支援（年2回）	
	3)再生利用（Recycle リサイクル）の推進	再生利用の推進	資源ごみの回収促進（集団資源回収団体への奨励金交付）	
	③ごみの適正処理	1)適正な分別収集の推進	ごみの分別ルール徹底	ごみ分別に対する啓発の実施（リサイクル推進員説明会の開催、「ごみの分け方・出し方」冊子の配布など） 違反ごみ対策の実施（違反ごみ警告シールの活用や監視パトロールなど）
			排出・収集運搬方式の見直し	ごみ処理に関する統計資料「清掃概要」の作成
		2)安全なごみ処理の推進	ごみ処理施設の安全稼働	延命化対策の実施 排ガス・排水等の測定の実施
3)ごみ処理施設と周辺環境対策	ごみ処理施設の整備 周辺環境対策	ごみ処理施設の整備	環境影響調査の実施	
		周辺環境対策	第一次埋立処分地の調査（発生ガス量、温度、水質等）の実施 収集運搬業者研修会の実施（年2回以上）	

【推進していく主な取り組み】

3Rのさらなる推進による
廃棄物の削減

・資源物の分別収集や容器包装リサイクルの推進などによるごみの減量化に取り組んでいるが、ごみ排出量はほぼ横ばいで推移している（1人1日あたりの家庭ごみ排出量は増加傾向）。また、海洋プラスチック問題の原因となる使い捨てプラスチックごみへの対策も喫緊の課題となっており、さらなる廃棄物の排出削減が求められている。
「食品ロスの削減の推進に関する法律」の施行、プラスチックごみの課題に対処する国の方向性を示した「プラスチック資源循環戦略」など、国の動向等を踏まえた市民の意識啓発をはじめ、3R（廃棄物の発生抑制[Reduce]、再使用[Reuse]、再生利用[Recycle]）を更に推進し廃棄物削減を図る。

ごみ焼却処理施設の整備

・ごみ焼却処理施設を延命化して安定稼働と適正な廃棄物処理をすすめている。新ごみ焼却処理施設の整備を推進する。

第一次埋立処分地跡地の整備

・第一次埋立処分地の跡地の有効活用を図るため環境調査を継続して実施するとともに、周辺環境に配慮した整備をすすめる。

基本目標 4. 豊かな社会環境の整備

別紙 6 - 4

基本施策	主な取り組み	事業の概要		
①文化財等の保存・継承	1)文化財の適正な管理、保護活動の促進	伝統的建造物群の保存・活用	重要伝統的建造物群保存地区における修理・修景や防災対策の実施、重要伝統的建造物群保存地区の選定 伝統構法木造建築物耐震化マニュアルの運用による建造物の保存・活用	
		文化財保護思想の高揚	美しいふるさと認証制度等を活用した保護活動の促進 地域の歴史的魅力や特色の発信（「飛騨匠の技・こころ」の日本遺産登録（H28.4））	
	2)伝統文化や生活文化の継承	伝統文化や行事の保存・継承	伝統文化等の映像記録の作成	
		歴史・文化に親しみ理解する機会の充実	学校・地域との協働による郷土教育の推進 「飛騨高山まちの体験交流館」の整備（H30.7）	
②個性ある景観の保全、創出	1)個性ある景観の保全	町並景観の保全	重要伝統的建造物群保存地区や景観保存区域内の建造物の修理・修景補助の実施 景観重要建造物の修理・修景の実施 生け垣や塀の設置に対する補助（対象範囲を市全域に拡大（H30.10～）） 景観にふさわしくない看板の除去などに対する補助の実施 無電柱化に向けての新たな工法の共同研究の実施	
			景観保全に対する意識の醸成	景観町並保存連合会との協働による広報紙の発行 景観町並保存連合会子ども伝承部会による郷土学習（御朱印巡り）の開催 小中学校の「総合的な学習の時間」における郷土学習の実施 ポイ捨て防止パトロールの実施 路上喫煙禁止区域等の啓発の拡大
			自然景観の保全	耕作放棄地の解消と田園風景の保全（中山間地域等直接支払事業や農村環境多面的機能向上支払事業、耕作放棄地再生利用事業の実施） 太陽光及び風力発電設備の設置に対する指導
			2)新たな景観の創出	新たな景観の創出 「景観まちづくり刷新支援事業」の実施（H29～31） 重要伝統的建造物群保存地区内の景観重要建造物の活用（若者等活動事務所の整備） 宮川水辺ふれあい公園施設修景の実施 飛騨高山まちの体験交流館の整備（H30.7）
		③住みよい都市基盤の整備	1)土地利用の適正化	総合的な土地利用
	利便性を高める土地利用			中心市街地活性化基本計画に基づいた取り組みの実施 駅西地区まちづくりの推進
	地域特性を活かす土地利用			景観計画の見直しの実施（H29） 観光景観林整備工事（せせらぎ街道）による除間伐の実施（H29,30）
	安全・安心を確保する土地利用			道路沿線の立木の倒木被害予防伐採の実施（H27～29） ハザードマップの配布
	2)公共交通の利便性の向上		地域公共交通の利便性の向上	タクシー車両によるデマンド運行、公共交通空白地有償運送などの見直し、観光特化型バスの運行、地域バス等料金の無料化（子ども） 免許証自主返納者に対する支援策の実施（無料利用回数券の交付など）、バス年間乗車パスの発行（高齢者等） 自転車活用によるまちづくりの推進
	3)居住環境の整備	特色ある公園づくり	公園案内表示看板の設置・修繕の実施、公園施設の拡充 まちかどスポットの整備 市民団体の緑化活動に対する苗木・花苗の配布の実施	
道路環境の整備			都市計画道路松之木千島線（松之木～江名子間）の事業化 橋りょう長寿命化修繕計画に基づく修繕工事の実施 歩行空間、歩道、自転車歩行者道の整備	

基本目標5. 環境にやさしい人づくり

基本施策	主な取り組み	事業の概要	
①情報の共有	1)情報の収集と提供	環境情報の提供	広報たかやまやホームページ等を活用した情報発信の実施
②学習・教育の推進	1)学習機会の提供と教育の充実	環境教育・環境学習の推進	環境に関する「たかやま出前講座」の開催
			特定外来生物防除講習会の開催
			山の自然学校や自然環境学習などの学習機会を利用した意識啓発の実施
			高山エネルギー大作戦「子ども大学」の開催
			カワゲラウォッチングの開催
			学校施設の内外装木質化、ベレットストーブや木製机・椅子の導入
			全小中学校ユネスコスクール登録による郷土学習や環境教育の促進
ESDの課題を取り入れた教育の実践（ペットボトルキャップ集めの実施など）			
③意識の醸成	1)意識の啓発と連携の強化	市民協働による環境保全活動の推進	集団資源回収実施団体への奨励金の交付 高山エネルギー大作戦フォーラムの開催 市民活動団体やまちづくり協議会による環境保全活動の支援 市民憲章の具現化に向けた意識醸成のための取り組みの実施

【推進していく主な取り組み】

環境学習の充実

・地球温暖化対策や自然保護など環境問題について幅広いテーマで学習機会を提供することが課題となっている。飛騨高山大学連携センターや企業、環境団体等との連携を図り、環境に関する様々なテーマを学ぶ機会や学習メニューを充実させる。

持続可能な開発目標 (SDGs) 一覧

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

世界を変えるための17の目標

<p>1 貧困をなくそう</p> 	<p>2 飢餓をゼロに</p> 	<p>3 すべての人に健康と福祉を</p> 	<p>4 質の高い教育をみんなに</p> 	<p>5 ジェンダー平等を実現しよう</p> 	<p>6 安全な水とトイレを世界中に</p> 
<p>7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに</p> 	<p>8 働きがいも経済成長も</p> 	<p>9 産業と技術革新の基盤をつくろう</p> 	<p>10 人や国の不平等をなくそう</p> 	<p>11 住み続けられるまちづくりを</p> 	<p>12 つくる責任 つかう責任</p> 
<p>13 気候変動に具体的な対策を</p> 	<p>14 海の豊かさを守ろう</p> 	<p>15 陸の豊かさも守ろう</p> 	<p>16 平和と公正をすべての人に</p> 	<p>17 パートナーシップで目標を達成しよう</p> 	<p>SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS</p> <p>2030年に向けて世界が合意した「持続可能な開発目標」です</p>